

学籍異動の手続きについて

※平成29年9月30日付け退学

※平成29年10月1日からの休学（延長）・復学

※留学（交換留学含）

上記の学籍異動を希望する場合は、至急、学生第一係で手続きをしてください。

留意事項

- ・授業料未納の学生は、退学、休学が認められません。
- ・日本学生支援機構奨学金受給者で学籍異動申請者は、異動願（届）を学生支援課箱崎分室へ提出してください。

平成29年8月29日

貝塚地区教務課学生第一係
（文学部・人文科学府担当）